

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日か休日に  
の翌とそ)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可申請の適否の決定(九件)

土地改良事業計画の変更(三件)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(三件)

開発行為に関する工事の完了(三件)

◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

◇ 正 誤 昭和六十一年二月鳥取県公安委員会告示第十二号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第百五十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二條の規定により告示する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
星 野 医 院	鳥取市青葉町二丁目一六五	昭和六十一年一月十六日
ヤスタ内科医院	鳥取市湯所町二丁目四二〇 ―三	〃
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町二丁目五二二	昭和六十一年一月二十四日
カヤノ薬品	米子市立町二丁目二六	昭和六十一年一月十七日
石谷薬局	鳥取市南町四二二	昭和六十一年一月十六日
有限会社わかば調剤薬局	鳥取市瓦町六五八	〃

### 鳥取県告示第百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定

に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、姉泊地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十九号

中浜地区土地改良区が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業三軒屋地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項に

おいて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所及び境港市財ノ木町五六二中浜地区土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十号

境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業芝森岡地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十一号

国府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業山ノ鼻地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十二号

用瀬町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業別府地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十三号

北条町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業曲地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場  
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十四号

西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）清水・橘地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十五号

淀江町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業本宮地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十一年二月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
淀江町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十六号

江府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）栗尾地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十一年二月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百六十七号

溝口町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業金屋谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

溝口町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の

規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合土地改良事業大栄地区区画整理と農道整備を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

大栄町役場及び東伯町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合土地改良事業大栄Ⅱ期

地区区画整理と農道整備を一体としたもの)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場及び東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営は場整備事業大山地区ほ場整備)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同

法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場及び淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百七十一号

大栄町が行う土地改良事業(団体営農道整備事業上野地区農道整備)に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十六条の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十二号

溝口町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業福岡地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十三号

日野町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業久住地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年十二月五日鳥取県指令受都計三第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市円護寺浜田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長二五〇―二

田中春雄

田中香代子

鳥取県告示第七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年七月二十九日鳥取県指令受都計第二百二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字前川東元荒神

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市河崎一七三七―一

矢田貝儀夫

矢田貝道子

鳥取県告示第七十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和六十年七月二十九日鳥取県指令受都計第百二十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市河崎字前川東元荒神
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市金沢区能見台通一二番八号  
岩上常子

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年二月十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十一年二月二十六日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

東伯郡関金町大字山口五八番地

蔵富登喜夫

東伯郡関金町大字関金宿一一四九番地

木山国治

正 誤

昭和六十一年二月鳥取県公安委員会告示第十二号（遊技機の型式の認定について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

七 下 マッシュ スマッシュ